

報道発表資料

令和4年2月24日

独立行政法人国民生活センター

【若者向け注意喚起シリーズ<No. 9>】

タレント・モデルなどの契約トラブル

-あなたの夢やあこがれにつけ込んでくる事業者に気をつけて！-

全国の消費生活センター等にはタレント・モデルなどの契約をめぐる消費者トラブルが、10～20歳代の若者を中心に寄せられています。

以前は多く見られた街中でのスカウトに加え、最近はスマートフォン等で検索して見つけたオーディションに申し込んだり、SNSで芸能事務所の募集広告を見たりして、自ら連絡を取ったことをきっかけに、トラブルにあうケースもみられます。

【事例1】「テレビ番組に出られる」「仕事をたくさん紹介する」と言われたがレッスンも仕事もないインターネット上で「テレビ番組の出演者募集」という広告があり、問合せた。面接で事務所に向いたところ、合格を告げられた。所属契約について「うちに所属すれば確実に

テレビ番組に出演できる。ダンスボーカルユニットを結成することが決まっています、レッスンもあるから、ぜひメンバーになってほしい。あなたは向いている」と勧められた。また所属契約には費用がかかることを知ったが「今なら10万円の入会金が5万円。その他毎月約3万円かかるが、仕事はたくさん紹介する。所属枠は残りわずかなので早く決めて」と急かされ、その場で契約を交わした。その後事務所から番組出演の話は一切されず、レッスンもない。

(2021年11月受付 20歳代 女性 給与生活者)



【事例2】声優のアルバイトをするつもりが、出演にはレッスン料が必要と迫られた

求人サイトで声優のアルバイトの広告を見て、応募した。所属契約をした後、プロデューサーを名乗る人から「当社でボイスドラマの制作をしている」と言われ、スタジオでボイスサンプルを収録した。その後、別の担当者から電話があり「審査は落ちたが、やる気があるなら新人枠で推薦する」と言われ、お願いした。

後日プロデューサーから「条件付きで新人枠に入れた」と電話があり、スタジオに向くと出演の条件は「演技力を高めるため、約8万円でレッスンを受講してもらうこと」だった。親に相談したら反対され、断ったが「大学生にもなって親に頼るのか」「自分のお金で支払うように」と^{ほよう}罵倒された。契約を解除したい。

(2021年11月受付 10歳代 男性 大学生)



トラブル防止のポイント

(1) 芸能人にあこがれる気持ちにつけ込んで、あなたに期待を持たせる勧誘トークに注意！悪質業者はあなたの夢につけ込んで甘い言葉をかけ、有料のレッスンやマネジメント等の契約を勧めます。実際にトラブルにあった人は、以下のような勧誘を受けています。

オーディションに合格！ 喜ぶあなたにかけられるこんな言葉に要注意

- ✓あなたは5,000人の応募者がいた中の数名の合格者だ
- ✓本日中に契約すれば映画やファッションショーに出してあげる
- ✓レッスンを受けないと仕事できない。芸能界では当たり前。お金をかけてでも自らのスキルアップが必要
- ✓今どうするか決めないと、合格を取り消す。今しかないチャンスだ

不合格だったとしても… 期待を持たせる言葉に惑わされないで！

- ✓オーディションは不合格だが才能がある。やる気があるならレッスンを受けよう
- ✓他の企画にあなたを推薦したい。もう一度事務所に来てほしい



中には、「すぐに仕事が入るから問題ない」とクレジット契約や借金をして契約するよう勧めてくる事業者もいます。レッスン等を受講しても必ず仕事や報酬につながるわけではありません。家族や周囲の人に相談するなど「冷静」「慎重」な判断を心がけましょう。

(2) レッスン、マネジメントのためと費用負担を求められても、その場で契約しないで！

具体的な活動内容やサポート体制、費用面などをよく確認しよう

オーディションや面接のために出向いた事務所で「有料のレッスン、マネジメント契約が必要」と不意打ち的な勧誘を受ける場合があります。しかし契約後「レッスンが受けられない」「マネージャーから仕事やオーディション情報を紹介すると言われたのに、何もしてもらえない」といった事例もみられます。

安易にその場で契約せず、具体的な活動内容や芸能事務所のサポート体制、それらに伴う費用負担がある場合はその内訳など、契約内容をよく確認しましょう。「アルバイトのつもりがレッスン受講契約を勧められた」など、当初の話と違うと感じたときは、契約をきっぱり断りましょう。



(3) 2022年4月から『18歳で大人』に！

親に相談したいと断ると「大学生にもなって親に頼るのはよくない」と、強引に契約をさせようとする事業者が、今後は18歳・19歳に対して「成人しているのだから1人で決めないと」などと、決断を迫ってくるかもしれません。

成人後は原則として、一方的に契約をやめることはできません。契約を急かす相手、お金を借りることを勧める相手をきっぱり断れる大人になりましょう。不安に思った時、トラブルにあった時は「188」に相談を！



【情報提供先】

- ・消費者庁（法人番号 5000012010024）
- ・内閣府 消費者委員会事務局（法人番号 2000012010019）

参考資料

1. 相談件数の推移¹

PIO-NET²にみるタレント・モデルなどの契約に関するトラブルの消費生活相談は、近年 600～700 件前後で推移しています。そのうち 20 歳未満、20 歳代の若者が契約当事者になっている相談は約 70%と高い割合で推移しています（図 1）。なお、成人を迎えた 20 歳代の相談件数は 20 歳未満の未成年者に比べ、多く寄せられています³。

男女別の傾向をみると、66%が女性と、若い女性に多いトラブルと言えますが、男性からの相談も 34%を占めています（図 2）。

契約購入金額の平均は約 42 万円で、10～50 万円未満の契約をしている事例が最も多くなっています（図 3）。

図 1 年度別にみた相談件数と 20 歳未満・20 歳代の割合

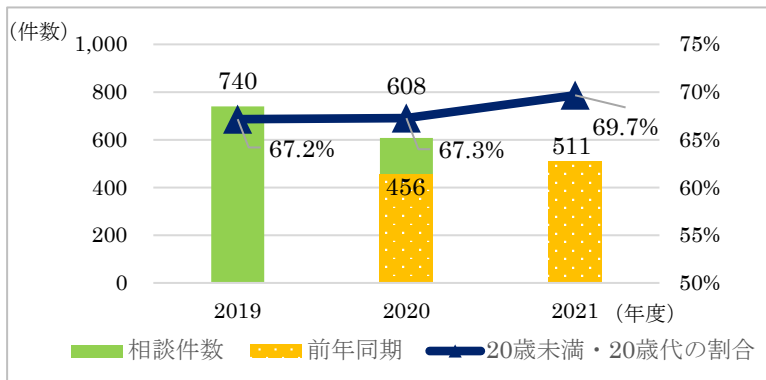


図 2 20歳未満・20歳代の男女別の割合 (n=1, 258)

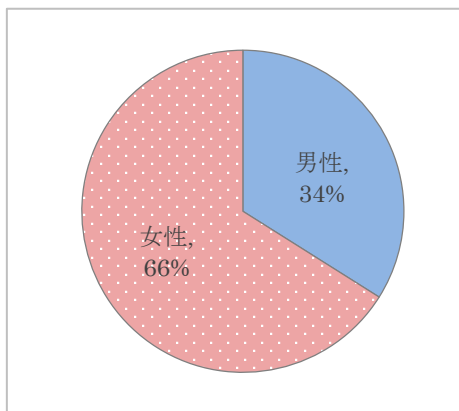
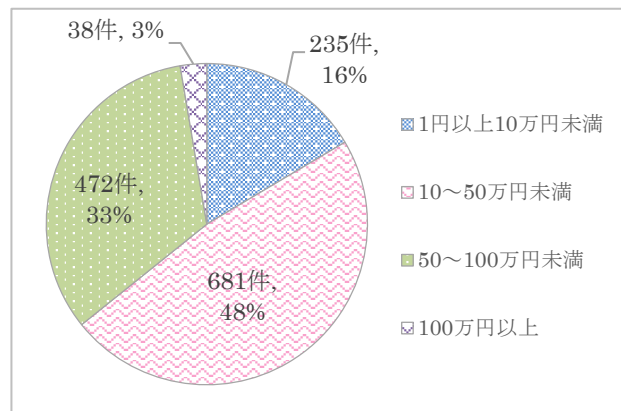


図 3 契約購入金額⁴ (n=1, 426)



¹ 2019年4月1日以降受付、2022年1月31日までのPIO-NET登録分について分析。不明・無回答を除いている。

² PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

³ 年度別にみた20歳未満、20歳代の相談件数の内訳は、2019年度は20歳未満が97件、20歳代が400件、2020年度は20歳未満が67件、20歳代が342件、2021年度は2022年1月末までで20歳未満が56件、20歳代が300件だった。

⁴ 契約購入金額が0円の相談は除いている。

2. トラブルの特徴や対処法など

「オーディション商法」にみられる手口と注意点

オーディションをうたって事務所等に呼び出した消費者に、面接・選考の後で、高額なレッスン受講契約等を勧誘する手口のことを「オーディション商法」といいます。

オーディションの開催情報は雑誌、ウェブサイト、SNS などさまざまな媒体から得られます。「すぐにメジャーデビュー」など、夢のある言葉に目がいきがちですが、主催業者の情報や応募に係る注意事項（参加費がかかるのか、合格後は芸能事務所等がタレントの育成にどのように関わるのか）など詳細を確認してから応募しましょう。なお、合格しても芸能スクールに通う必要がある、事務所所属のため費用がかかることなどを、募集時には告知していない場合もあります。募集時の条件や注意事項になく、合格後に突然提案された契約内容については十分注意してください。

契約してしまった後でも「クーリング・オフ」ができる場合も

クーリング・オフは契約した後、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度です。原則として一度契約をすると、一方的に解約することはできませんが「アポイントメントセールス」や「キャッチセールス」など、特定商取引法の訪問販売で契約した場合には、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフできます。

【アポイントメントセールス】

電話やメール等のやり取りを通じて「オーディション」や「エキストラ募集」などの名目で事務所等に呼び出したにもかかわらず、「レッスンが必要」などとレッスン受講契約をさせるといった例などが該当します。

【キャッチセールス】

路上等の事務所以外の場所で消費者を呼び止めて、事務所等に同行させレッスン契約等をしたケースが該当します。いわゆるスカウトで声をかけられて説明を聞いたら、思ってもみなかった契約を勧誘された例などが該当します。

3. タレント・モデルなど契約に関する消費者トラブルの注意喚起等

- 国民生活センター「タレント・モデル契約のトラブルに注意してください！－10代・20代の女性を中心にトラブル発生中－」（2016年11月30日）

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20161130_1.html

- 政府広報オンライン「タレント・モデル契約のトラブルにご注意を！契約前に、「確認」「相談」「冷静な判断」を」（2019年1月16日）

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201707/3.html>

国民生活センター公式LINEアカウントでも、さまざまな消費者トラブルの情報を発信しています。

